

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第255号

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条各号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の規定は、平成26年6月1日(以下「適用日」という。)以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

(上下水道局技術監理室地域事業課)